

# 周南市スキー連盟表彰規定

## (目的)

第1条 この規定は、周南市スキー連盟（以下連盟という。）の事業遂行又は本市スキー界に貢献した個人を表彰することを目的とする。

## (表彰の種類)

第2条 表彰は、連盟に功労のあった者並びに連盟の事業遂行に功績のあった者に行うものとし、表彰状とする。

## (表彰状)

第3条 表彰状は、次の各号の一に該当すると認められる者に贈与する。

- (1) 連盟の役員として15年以上尽力し、顕著な功労があったと認められ、原則として満50歳以上の者。
- (2) 前号のほか、連盟及び加盟団体の発展に特に顕著な功労のあった者。

## (受賞者の決定)

第4条 受賞者は、理事会において選考し、決定する。

## (表彰)

第5条 表彰は原則として、賞状及び記念品等を授与して行う。

2 表彰式は、受賞者が決定後最初の理事会において行う。

## (規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、理事会の議決による。

## (その他)

第7条 この規定の施行に関する必要な事項は、その都度会長より指示する。

## 付則

1. この規定は、平成16年4月1日から施行する。